

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 166 「会社計算規則の一部改正について」

法務省は2018年10月15日に「会社計算規則の一部を改正する省令」を公布しました。当該改正は2018年3月30日に企業会計基準委員会から企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等、2018年6月8日に金融庁から「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等が交付されたことを受け、行われたものです。今回は当該改正の概要及び適用時期等についてご説明します。

【改正の概要】

注記表に区分して表示すべき項目として、収益認識に関する注記を追加し(会社計算規則第98条第1項第18号の2)、その注記の内容とすべき事項を、会社が顧客との契約に基づく義務の履行状況に応じて当該契約から生じる収益を認識する場合における次に掲げる事項と規定しています(会社計算規則第115条の2)。

- 一 「当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容」
- 二 「前号の義務に係る収益を認識する通常の時点」

また、「収益認識に関する会計基準」において、返品調整引当金等の計上が認められないこととされたことに伴う所要の改正(会社計算規則第6条第2項)が行なわれています。

【施行期日及び適用時期】

本省令は公布の日(2018年10月15日)から施行されています。経過措置として、2021年4月1日以降に開始する事業年度に係る会計帳簿、計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、当該改正前の会社計算規則の規定によるものとされています。

ただし、2018年4月1日以降に開始する事業年度に係るもの又は同年12月31日から2019年3月30日までの間に終了する事業年度にかかるものについては、当該改正後の会社計算規則の規定を適用することができるものとされています。